

市区町村と国との間におけるデータ交換の利便性を高める 「国税連携の拡大に対するシステム改修事業」

一般社団法人 地方税電子化協議会

1 地方税電子化協議会について

(1) はじめに

地方税電子化協議会（以下「協議会」という。）は、地方公共団体の相互協力を基本理念とし、納税者の利便性の向上と地方税務行政の高度化及び効率化に寄与することを目的に平成15年8月に設立されました。協議会が開発・運用するeLTAX（エルタックス）は、当初、地方税の電子申告に係る受付システムとして平成17年1月に稼働し、今年で10年目を迎えます。

eLTAXは、稼働した当初は、僅か6府県（岐阜県、大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、佐賀県）でのスタートでしたが、全国市町村振興協会からの地方税電子申告・納税システム市町村導入促進事業等に対する助成金を受けるとともに、多くの団体の御理解・御支援を得た結果、平成22年4月には全ての地方公共団体が会員として加入し、平成25年11月には全ての市区町村において、個人住民税に係る給与支払報告書等を受け付ける体制が整い、名実共に地方税電子化のインフラとして発展しつつあります。

図表1 協議会のあゆみ

年 月	内 容
平成15年 8月	任意団体として地方税電子化協議会設立 ※会員数：60団体（47都道府県、13政令市）
平成17年 1月	6府県（法人2税）の電子申告受付開始
平成18年 4月	任意団体から社団法人として法人化
平成20年 1月	個人住民税の給与支払報告書の電子的受付開始
平成21年 3月	個人住民税における公的年金からの特別徴収に係る経由機関として総務大臣から指定
平成21年10月	個人住民税における公的年金からの特別徴収開始
平成22年 4月	全地方公共団体が会員に加入
平成22年12月	国税連携システムを運営する機関として総務大臣から指定
平成23年 1月	国税庁から所得税確定申告書等情報送信開始
平成24年 4月	社団法人から一般社団法人へ移行
平成25年 5月	国税庁から市区町村へ法定調書情報送信開始
平成25年 6月	市区町村から国税庁へ扶養是正情報等送信開始
平成25年11月	全地方公共団体において電子申告受付開始
平成25年12月	地方税における電子申告等事業を運営する機関として総務大臣から指定
平成26年 1月	一定数以上の源泉徴収票提出がある特別徴収義務者の給与支払報告書電子的提出義務化

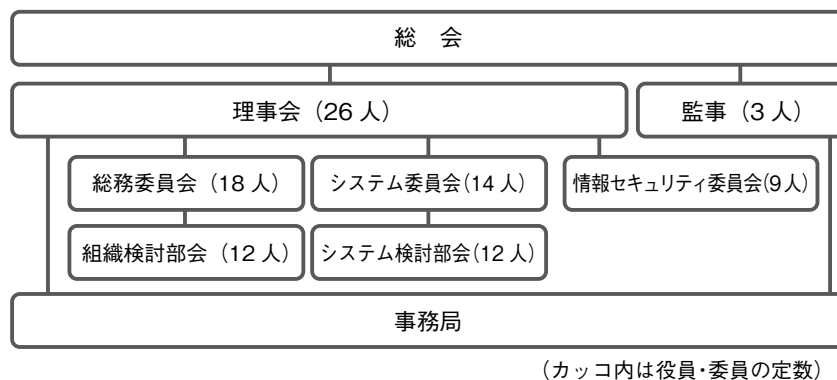
(2) 組織概要について

ア 協議会の組織

協議会は、法定の最高意思決定機関として総会を設置し、毎年5月末に定時総会を開催するとともに、協議会の業務執行の決定や理事の職務執行の監督を行うために理事26人から構成される理事会を設置しています。

また、協議会の会務を適切かつ効率的に執行するため、総務委員会、システム委員会、情報セキュリティ委員会を設置するとともに、委員会の業務に関する事項について所要の検討を行うため、組織検討部会及びシステム検討部会を設置しています。

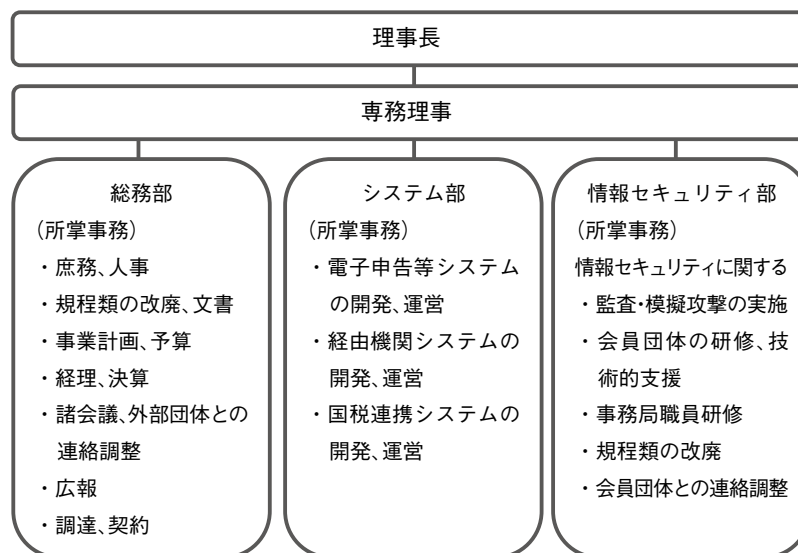
図表2 協議会の組織図



イ 協議会の事務局

協議会は、協議会の事務を円滑に運営するため、事務局を設置しています。事務局は、総務部、システム部及び情報セキュリティ部の3部で構成されています。

図表3 事務局の体制図



(3) 事業内容について

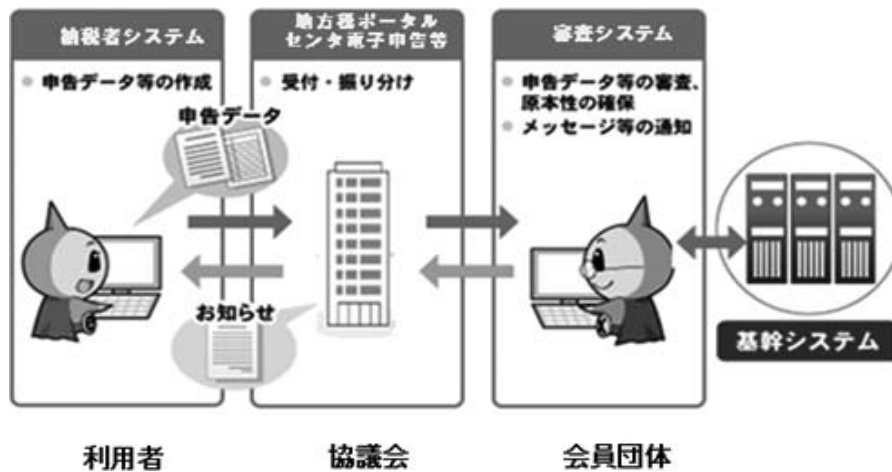
ア 電子申告等事業について

電子申告等事業は、協議会の中核となる事業で、地方税の申告、申請、届出及び納税の手続きを電子的に行うために、申告書等を協議会が運営するeLTAXで一括して受け付け、その後、

各地方公共団体に配信するシステムを運用する事業です。

平成17年1月のeLTAX稼働と同時にサービスが始まり、現在は、都道府県税である法人都道府県民税、法人事業税、地方法人特別税、市町村税である法人市町村民税、固定資産税（償却資産）、事業所税の各税目の電子申告受付サービスを行っています。また、eLTAXの二次開発で、平成20年1月には、個人住民税の給与支払報告書の電子的提出を可能とするサービスを開始し、平成20年3月には、法人の設立届出書や異動届などを電子的に行うことができるサービス、電子申告税目について電子的に納税することができるサービスを追加しています。

図表 4 電子申告等システムの概要図



図表 5 電子申告等システムの主な利用件数

(単位: 件)

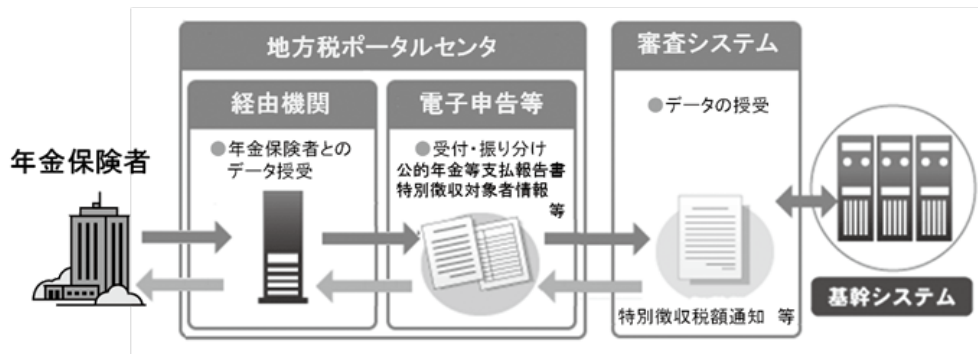
	電子申告			申請・届出	電子納税
	法人都道府県民税、法人事業税、地方法人特別税	法人市町村民税	個人住民税		
平成23年度	1,526,674	1,258,719	1,495,766	65,659	6,860
平成24年度	1,735,295	1,572,781	1,960,421	165,323	9,802
平成25年度	1,935,319	1,889,190	3,183,162	230,135	13,592

イ 年金特徴事業について

年金特徴事業は、年金を支給する年金保険者と市区町村間で行われる個人住民税の特別徴収及び公的年金等支払報告書に関するデータの授受を行うためのシステムである経由機関システムを運用する事業です。

平成21年度の税制改正により、平成21年10月支給分の公的年金から個人住民税が特別徴収（年金特徴）されることになったため、協議会は、平成21年1月に、経由機関システム（公的年金等支払報告書）を稼働しました。平成21年3月には、総務大臣から個人住民税の年金特徴を行う指定機関に指定され、平成21年5月から経由機関システム（年金特徴）を運用しています。

図表 6 経由機関システムの概要図



図表 7 経由機関システムの送受信件数

(単位：件)

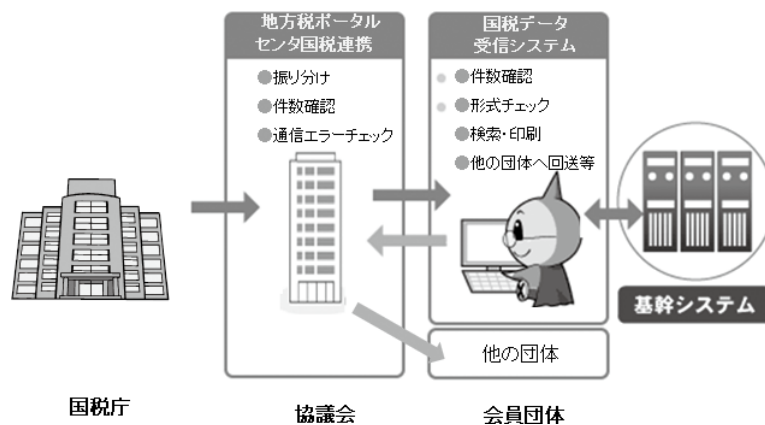
	送信件数 (市区町村⇒年金保険者)	受信件数 (年金保険者⇒市区町村)
平成23年度	26,920,431	131,551,071
平成24年度	27,710,044	134,912,105
平成25年度	28,853,384	138,948,569

ウ 国税連携事業について

国税連携事業は、国税庁から送信される所得税確定申告書等データを各地方公共団体毎に振り分け、そのデータを受信するシステムである国税連携システムを運用する事業です。

平成22年度の地方税法の改正により、政府から地方公共団体に所得税の確定申告書等を電子的に送付する場合には、情報通信技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として総務省令及び総務大臣が定める基準に従うこととされ、総務大臣は、国税連携システムに関する技術基準を告示（平成22年総務省告示第284号）しました。協議会は、総務大臣から国税連携を実施する法人として指定（平成22年総務省告示第439号）され、平成23年1月から国税連携システムの運用を開始し、図表9のとおり膨大な量のデータを受信していますが、大きな問題もなく順調に稼働しています。さらに、平成25年度から、新たに法定調書データの受信と扶養是正情報等のデータの送信という2つのサービスを追加しましたが、これらについては、後述します。

図表 8 国税連携システムの概要



図表 9 国税連携システムの受信件数

(単位：件)

	所得税確定申告書等
平成23年度	88,829,562
平成24年度	76,741,208
平成25年度	75,028,752

2 国税連携の拡大に対するシステム改修事業について

全国市町村振興協会の助成を受け、紙媒体で行われている国税庁から市区町村への法定調書（配当・報酬等の資料一覧や給与所得・公的年金等の源泉徴収票等）の提供及び市区町村から税務署の扶養是正情報等の提供について、電子的なやりとりが可能となるよう国税連携システムの機能を拡大するシステム改修を行いました。

図表10 国税連携の拡大の対象データ

区分	法定調書の提供（国→市区町村）	扶養是正情報等の提供（市区町村→国）
導入時期	平成25年 5 月	平成25年 6 月以降随時 (対応可能な団体から随時情報提供を開始)
提供の根拠	地方税法第20条の11	国税通則法第74条の12 地方税法第317条
送信時期	毎年 2、5 月	随時
対象データ (対象文書等)	○配当・報酬等の資料一覧 ① 利子等の支払調書 ② 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書 ③ 配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書 ○資料情報カード ① 給与所得の源泉徴収票 ② 公的年金等の源泉徴収票 ※ 現状、紙で送付されている情報と同様	○扶養是正情報・申告漏れ情報 ※ 提供するデータのフォーマットを統一 (CSV形式)

(1) 法定調書の提供について

ア 背景について

各市区町村は、個人住民税の課税に当たり、国と地方団体との税務行政運営上の協力（三税協力）の一環として、国税当局から市区町村へ提供される紙媒体での法定調書を入手するとともに、入手した情報を電子データ化していました。

しかし、事務処理の電子化が進むにつれ、電算入力の手力や費用を軽減するため、各市区町村から電子的なデータの提供についての要望が高まり、全国市長会が平成17年 8 月に公表した「平成18年度 都市税制改正に関する意見」以降、税制改正に関する意見の中で配当・報酬等の資料についての電子的提供の要望がなされていました。

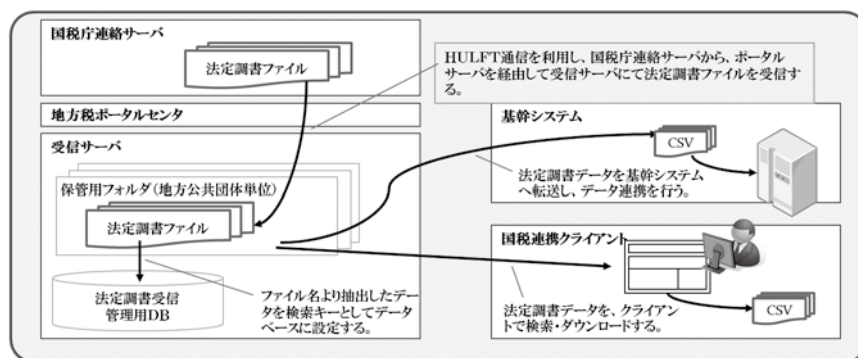
このような要望を受け、国税連携システムの機能を拡大することにより、国税庁は、法定調書データをeLTAXを経由して送信することになりました。

イ 内容について

各国税局が各税務署に提出された法定調書を国税システムに入力することにより、国税庁から法定調書データを国税連携システムを通じて各市区町村に送付することが可能となりました。

国税庁から地方公共団体へ提供されるデータとしては、利子等の支払調書、報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書、給与所得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票です。

図表11 法定調書のデータ提供の概要図



ウ 効果について

- ① 紙媒体による提供ではなく、システムを利用した電子データでの提供により、法定調書の調査を手作業ではなく、システムにより行うことができるため、調査の正確性、効率性の向上が図られる。
- ② 紙媒体での提供時には、全ての市区町村が各国税局から法定調書の提供を受けているわけではなく、また、提供時期が統一されていなかったが、システムを利用した電子データの提供に切り替えることにより、全ての市区町村が統一された時期に法定調書の入手が可能となる。

エ 実績について

国税庁から市区町村への法定調書のデータ送信は、平成25年5月から開始し、その後、平成26年2月と5月に実施しましたが、受信ファイル件数は、延べ86,575件にのぼっています。

図表12 法定調書のデータファイル受信件数

(単位：件)

	平成25年5月	平成26年2月	平成26年5月	計
受信件数 (1ファイルに最大2,000名格納)	43,384	5,010	38,181	86,575

オ 今後について

現在、国税庁から市区町村へデータ提供することができる法定調書の種類は、限られており、課税の基礎となる所得状況をより正確に把握するためには、他の種類の法定調書についても市区町村に提供されることが必要と考えています。そのため、各市区町村の要望及び費用対効果を踏まえながら、対象となる法定調書の範囲が広げられるように、関係機関と調整を進めていきたいと考えています。

(2) 扶養是正情報等の提供について

ア 背景について

市区町村は、個人住民税を適正に課税するため、被扶養者の状況等を確認する作業を行っており、この適用誤りは、所得税額にも影響することから、三税協力の一環等として税務署へこれらの情報提供を紙媒体により行ってきました。

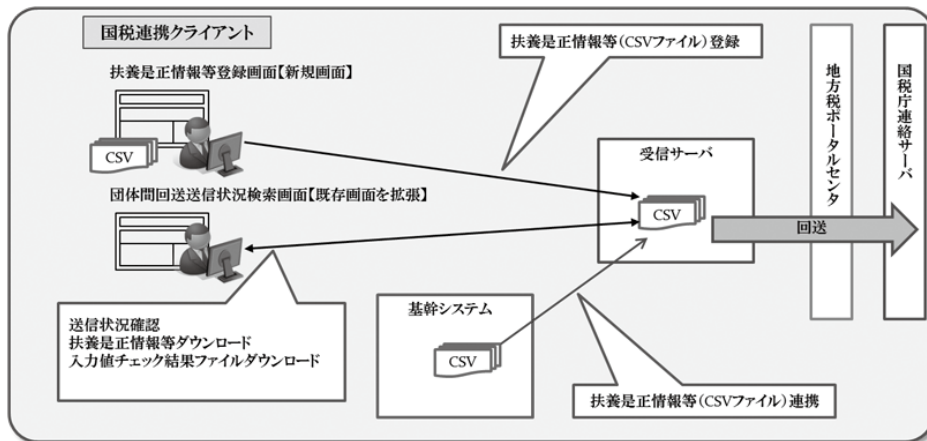
しかしながら、これらの情報提供様式については、法令で定められた様式がないため、各市区町村によりその様式が異なっており、また、紙媒体での提供のため、税務署は、これらの情報のシステムへの入力などに相当な事務負担が発生していました。一方、市区町村では、税務署に提供するための印刷・郵送などの事務・経費が必要でした。

市区町村・税務署双方の事務の効率化及び経費の削減を図るため、国税連携システムの機能を拡大し、市区町村は、扶養是正情報等データをeLTAXを経由して送信することになりました。

イ 内容について

国税連携システムの機能の拡大により、市区町村から税務署へ国税連携システムを通じて、調査等により判明した扶養是正情報等を統一されたデータレイアウトの電子データで送付することが可能となりました。

図表13 扶養是正情報等のデータ提供の概要図



ウ 効果について

(ア) 市区町村

- ① 紙媒体では様式が異なっていたが、電子データの様式が指定されたことにより、業務の標準化が図られる。
- ② 電子化により提供する情報の出力・郵送事務が削減される。
- ③ 国税連携システムを用いることで、税務情報の送信の安全性を確保できる。

(イ) 税務署

- ① 従来、紙媒体で受け取っていた情報を電子データで受領することにより、パンチ入力の必要がなくなるなど業務の効率化を図られる。
- ② データレイアウトを統一化することで、必要な情報を確実に入手できる。

エ 実績について

市区町村から税務署への扶養是正情報等のデータ送信は、平成25年6月から随時送信しており、送信ファイル件数は、延べ338件のぼっています。

図表14 扶養是正情報等のデータファイル送信件数

(単位：件)

	送信件数 (1ファイルに最大2,000名格納)
平成25年度(6月～3月)	280
平成26年度(4月～7月)	58
計	338

オ 今後について

平成25年6月から扶養是正情報等の電子データによる提供を開始しましたが、紙媒体により提供するか電子データにより提供するかは、各市区町村が実情に応じて判断することになっているため、この機能を活用する市区町村は、まだ少ないのが実情です。

このため、協議会としては、この機能を市区町村に御理解していただき、広く活用していただけるよう、関係機関と連携して利用促進を図りたいと考えています。

3 協議会の今後の課題について

(1) 地方税の電子申告等の利用率の向上及び導入促進について

平成26年1月から給与支払報告書等についての電子的な方法による提出の義務化により、全ての地方公共団体で電子申告等が可能となったことから、今後は、会員団体との連携した取り組みをさらに強化し、電子申告等の利用率の一層の向上を図ります。

その観点から、まず、eLTAXを利用した給与支払報告書の電子的提出について、より多くの会員団体においても積極的に実施するように働き掛けるとともに、申請・届出及び電子納税等についても、未導入団体があることから、一層の導入拡大を図るよう取り組んでいきます。

(2) 特別徴収税額通知の電子化について

個人住民税の特別徴収義務者である企業からの要望を踏まえ、「平成27年9月を目処にeLTAXを改修し、その後、税務システムを改修した市区町村から順次電子署名付き電子データの特別徴収税額通知の送付を開始する。」という政府方針に沿ってeLTAXの機能を拡充することにしております。

特別徴収税額通知の電子化は、特別徴収義務者及び市区町村双方の利便性の向上等に寄与するものであり、さらには、eLTAXを利用した行政処分の第一歩として税務行政の電子化の新たな局面が開かれるものと期待しています。

(3) マイナンバー制度への対応について

平成28年1月から社会保障・税番号制度いわゆるマイナンバーの利用が開始され、地方税に

係る申告・申請等様式について、様式の改正が必要となりました。このため、これらの様式を取り扱う電子申告等システム、国税連携システム、経由機関システムそれぞれにおいて適切に対応していくための改修を進めています。

(4) eLTAXシステムの更改について

本年9月に現行のeLTAXを更改する予定です。更改に当たっては、納税者や会員団体がより利用し易い、かつ信頼性・安全性が高いシステムの構築を念頭に、改修を進めています。

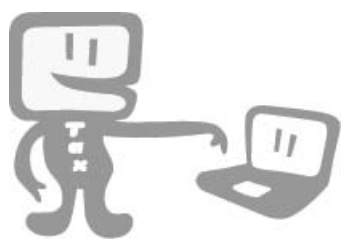
4 結びに

これまで協議会は、会員である全国の地方公共団体の他に、全国市町村振興協会をはじめとする関係機関・団体等、多くの皆様の御理解と御支援に支えられ、事業を推進してまいりました。

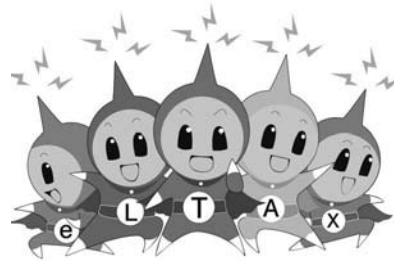
協議会が運営するeLTAXは、地方税務行政の電子化を推進するための社会の重要なインフラとして、納税者の利便性の向上及び安全性・信頼性の高いシステムの運営が求められています。

eLTAXの利用率を高め、IT技術を活用した税務事務の効率化を目指し、協議会に求められる社会的責任をしっかりと果たすとともに、会員や関係機関・団体の御意見・要請を実現していくことが、指定法人としての、また、全ての都道府県、市区町村が接続する唯一の地方税ネットワークとしての協議会の役割であり使命であると考えております。

関係機関・団体、会員の皆様には、引き続き協議会への御理解と御支援を賜りますことを心からお願い申し上げますとともに、「一般財団法人 全国市町村振興協会 会報」に寄稿する機会をいただきました全国市町村振興協会にお礼を申し上げまして、本稿の結びとさせていただきます。



国税電子申告・納税システム (e-Tax)
イメージキャラクター「イータ君」



地方税ポータルシステム (eLTAX)
イメージキャラクター「エルレンジャー」